

## 法務省政策評価懇談会（第69回）議事要旨

### 1. 日 時

令和5年3月2日（木）10:00～12:05

### 2. 場 所

オンライン開催

### 3. 出席者

#### <政策評価懇談会構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長)篠 塚 力	弁護士
野 澤 和 弘	一般社団法人スローコミュニケーション理事長・植草学園大 学教授（毎日新聞客員編集委員）
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

#### <講演者>

熊 谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授
---------	---------------------

#### <法務省出席者>

法務事務次官	川 原 隆 司
政策立案総括審議官	上 原 龍
官房付兼秘書課付	磯 谷 武 司
秘書課付	鈴 木 小 夏
官房付	藤 山 翔
秘書課企画調査官	山 田 正 浩
秘書課企画調整官	治 村 英 樹
人事課付	栗 原 一 紘
官房参事官（予算担当）	杉 原 隆 之
国際課付	金 崎 哲 平
施設課技術企画室長	吉 田 和 弘
厚生管理官総括補佐官	吉 田 純 孝
司法法制部参事官	渡 邊 英 夫
司法法制部参事官	中 野 浩 一
民事局付兼登記所適正配置対策室長	遠 藤 啓 佑
官房参事官（刑事担当）	神 渡 史 仁
矯正局参事官	西 岡 慎 介

保護局参事官	中 臣 裕 之
人権擁護局参事官	唐 澤 英 城
訟務局訟務企画課訟務広報官	田 中 直 樹
法務総合研究所研究部総括研究官	田 村 太 郎
法務総合研究所国際協力部副部長	須 田 大
法務総合研究所総務企画部付	森 田 菜 穂
出入国在留管理庁政策調整室長	稲 垣 貴 裕
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	田 中 國 雄

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長	東 郷 康 弘
秘書課補佐官	井 上 普 文

#### 4. 議 題

- (1) 法務省政策評価に関する基本計画（案）について
- (2) 令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

#### 5. 講 演

東京大学先端科学技術研究センター 熊谷晋一郎 准教授  
 テーマ「政策形成・評価と当事者」

#### 6. 概 要

○議題(1)及び(2)

事務局から、法務省政策評価に関する基本計画（案）及び令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について、説明を行うとともに、各委員から意見を聴取した。

○講演

東京大学先端科学技術研究センターの熊谷晋一郎准教授に、「政策形成・評価と当事者」をテーマに御講演いただいた。

#### 7. 主な意見・指摘等

○議題(1)及び(2)

これまでの政策評価懇談会の議論や政府の政策評価の見直しの内容を踏まえたものであり、内容について賛同や今後に期待する旨委員から述べられた。なお、議題内容に関する質問等は別添「法務省政策評価に関する基本計画（案）・令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）に対する質問・意見及び回答」のとおり。

## 法務省政策評価に関する基本計画(案)・令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見及び回答

	該当箇所	委員	質問・意見	回答
1	法務省政策評価に関する基本計画(案) 3 政策評価の実施に関する方針	篠塚委員	政策目標は達成されているが、重大な副作用が生じる場合に漏らさずに評価しうる仕組みとなっているのでしょうか。	これからの政策評価では、従来のような数値目標を達成したか否かに着目して評価するのではなく、現場との密接なコミュニケーションを通じて、政策課題や実施状況を把握することとしております。そのため、御指摘のような施策や事業の結果として新たな課題が発生した場合においても、それを適切に把握し評価を行う仕組みになっていると考えております。
2	法務省政策評価に関する基本計画(案) 3 政策評価の実施に関する方針	篠塚委員	政策目標の未達成あるいは重大な副作用の発生を認めることが、担当した職員の人事上の不利益にならない、あるいは評価される仕組みは構築されているのでしょうか。	新たな基本計画3(1)②ウにおいて、政策評価に携わる関係者間で共有する認識として、「政策の見直しは悪いことではなく、必要であれば、ちゅうちょなく改善することがよいことであると意識する」、「効果検証等の結果、期待した効果が認められなかった場合でも、次なるエビデンスが得られたものと前向きに評価する」ことを定めております。これは、目標を達成することができなかったという結果だけに着目して、そのことをネガティブに評価するのではなく、むしろ、その原因を分析し、改善につなげていくことが重要であるという考えに基づくものであり、このことは、内閣官房や総務省が取りまとめた政府方針においても同様の考え方が示されています。
3	法務省政策評価に関する基本計画(案) 4 政策評価の観点に関する事項 (5)改善・学習	井上委員	・知見の共有や組織運営・予算要求等への活用は特に重要だと考えます。活用方法について具体案があればご教示ください。 ・課題設定や評価を実施する際、現場職員や受益者・当事者、関係者の声を聞くことは重要だと考えます。どのように声を聞くのかについて具体案があればご教示ください。	①政策評価により得られた知見は、法務省政策評価有識者会議のほか、評価部門が取りまとめる資料などにより省内に共有し、評価を受けた政策等を所管する組織の運営はもとより、政策評価を通じて特定した課題やその対応策を踏まえて予算要求が行われることとなります。 ②質的調査の方法として、従来から行っているアンケート調査に加えて、関係者(現場職員や利用者等)へのヒアリングやフォーカス・グループといったインタビュー調査のほか、当事者研究、ワークショップなど様々なものがあります。 そのため、別途、調査の対象や目的に応じた調査方法を整理し、政策立案担当者が最適な方法を選択しやすくするためのガイドラインを作成することを予定しています。
4	法務省政策評価に関する基本計画(案) 6 事前評価の実施に関する事項 (2)事前評価の実施対象	井上委員	実施対象を「事業費10億円以上の施設の整備」とされていますが、この金額の根拠をご教示ください。	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条の事前評価が義務付けられている政策として、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条第3号において、個々の公共的な建設の事業であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものと定められています。御指摘の「事業費10億円以上の施設の整備」は、これに準じたものです。

	該当箇所	委員	質問・意見	回答
5	令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案) 1自由かつ公正な社会の実現に向けた取組 図の「成果目標」	井上委員	成果目標に「有為な法曹人材の輩出」とありますが、指標が見当たりません。この目標は取組における根幹部分の1つだと思いますので、何らかの指標を設けるべきだと思います。	御指摘の点について、本件成果目標である「有為な法曹人材の輩出」は、一律に定性的、定量的な評価が困難な事項であることから、指標を設定することは難しいものの、その成果は成果目標「法曹の活動領域の更なる拡大」における指標8「各活動領域における法曹有資格者の推移等」などの形で間接的に評価できるものと考えておりますので、評価年には御指摘の点についても指標8から報告できるようにしてまいります。
6	令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案) 2裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	井上委員	成果目標に「最先端技術の活用、手続の整備等によりODRの利便性が向上する」「認証事業者の質が担保され、ADRによる紛争解決に的確に対応する」とありますが、指標が見当たりません。いずれも重要な目標だと思いますので、何らかの指標を設けるべきだと思います。	<p>○「最先端技術の活用、手続の整備等によりODRの利便性が向上する」について 御指摘の点について、本件成果目標である「最先端技術の活用、手続の整備等によりODRの利便性が向上する」は定性的、定量的な評価が困難な事項であるため指標を設定することは難しいものの、最先端技術の活用、手続の整備等による利便性の向上の成果は成果目標「認知度が向上する」、「ODRを実施、新規参入する認証事業者が増加する」における指標5「ODR実施、新規参入事業者数」及び成果目標「ODRにより解決される紛争が増加する」における指標7「ODRの利用件数」という形で間接的に評価することが可能であると考えておりますので、評価年には御指摘の点についても指標5、指標7から報告できるようにしてまいります。</p> <p>○「認証事業者の質が担保され、ADRによる紛争解決手続に的確に対応する」について 御指摘の点について、本件成果目標である「ADRによる紛争解決に的確に対応する」は、各認証ADR事業者によって取り扱う紛争がそれぞれ異なるため、指標を設定することは難しいものの、適切な質を備えた認証事業者が的確に紛争解決を行った成果は、成果目標「ADRの認知度が向上する」における指標8「ADR(ODR)の認知度」、成果目標「認証事業者や受案件数が増加する」における指標9「認証事業者数、認証紛争解決事業者が受理した件数」という形で間接的に評価できるものと考えておりますので、評価年には御指摘の点についても指標8、9から報告できるようにしてまいります。</p>

	該当箇所	委員	質問・意見	回答
7	令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案) 4 検察権行使を支える事務の適正な運営 施策群1のアウトカム	井上委員	施策群1のアウトカムの指標として「デジタルフォレンジック研修に参加した研修員の声」とありますが、成果目標である「先端犯罪に対処するための捜査・公判能力が向上する。迅速、適正な捜査処理が行われる」こととの整合性はとれているのでしょうか。言い換えますと、捜査・公判能力や迅速、適正な捜査処理を判断する別の指標はないのでしょうか。	御指摘の点について、事案の内容や証拠関係は事件によって様々であることから、例えば、事件の受理件数や処理件数といった定量的指標をもって、先端犯罪への対処や迅速、適正な捜査処理を判断することは難しいと考えます。 そこで当局においては、研修に参加した研修員等のアンケート調査等を通して得られる捜査手法等に関する生の声を定性的なアウトカム指標とすることで、研修に対する理解度等を把握し、その後の研修のカリキュラムに反映させるなどして、先端犯罪に対処するための捜査・公判能力の向上や迅速、適正な捜査処理を図っていきたいと考えています。 いずれにしても評価年には総合的な評価として報告できるように検討してまいります。
8	令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案) 別紙1 政策体系 6 矯正処遇の適正な実施	篠塚委員	刑務所における職員による人権侵害が繰り返されている以上、刑務所における職員による人権侵害を防止するための施策の実施を政策体系に加えるべきではないでしょうか。	御指摘の点については、政策体系の政策「矯正処遇の適正な実施」の中に含まれております。具体的には、施策「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」及び「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」の中にそれぞれ含まれているものと考えております。
9	令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案) 別紙1 政策体系 13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備	篠塚委員	入管施設における被収容者の死亡事故が発生して職員の対応が問題とされている以上、入管施設において職員による被収容者の生命身体に対する加害行為や危険状態における放置を防止するための施策の実施を政策体系に加えるべきではないでしょうか。	御指摘の点については、政策体系の「円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現」の中に含まれているものと考えております。
10	令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案) 別紙1 政策体系 13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備	篠塚委員	出入国在留管理庁の公表資料によれば、令和4年6月末現在における中長期在留者数は266万9,267人、特別永住者数は29万2,702人で、これらを合わせた在留外国人数は296万1,969人とのことです。これらの在留外国人の人権擁護の充実に向けた施策の実施を政策体系に加えるべきではないでしょうか。	御指摘の点については、政策体系の「円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現」の中に含まれているものと考えております。